

第 12 回全国市議会議長会研究フォーラムin姫路 (2 日目)

日時 平成 29 年 11 月 15 日(水)、16 日(木)

場所 姫路市文化センター

2 日目

・課題討議

「議会基本条例のこれまでとこれからを考える」

コーディネーター 新川 達郎氏

・事例報告者

目黒 章三郎氏 (会津若松市議会議長)

豊田 政典氏 (四日市市議会議長)

盛 泰子氏 (伊万里市議会前議長)

目黒氏

「市民意見を起点とした政策サイクルとその成果について」

市民との意見交換会において、議員は何をしているかわからないという声があり、議会の取り扱い説明書「見て、知って、参加するための手引書」を作成して全戸に配布した。地方議会は民主主義の学校になっているかを狙いとして作成。議会活動の目的は、住民福祉の向上であり、議会改革は、議会活動の活性化として捉えていく。議長選挙では所信表明の実施を行い、これは、開かれた議会の第一歩となり、議員にとっても方向性の認知、共有となる。また、請願、陳情の意見陳述の場の確保、議員間討議の導入もおこなっている。市民意見交換会は、5 月、11 月のそれぞれ地域別に分かれて市内 15 か所で開催している。毎回参加者は 2 百名を超える参加者がある。広報広聴委員会で意見整理、問題発見、課題設定を行い、各委員会へ分担するなどし、有識者によるセミナーの開催や先進地視察を行い、また、閉会中にはほぼ毎週集まり議員間で討議も行っている。まとめた内容は市へ政策提言。これらは市民意見を起点とした政策作りであり、議会基本条例が根拠となっている。

豊田氏

「議会基本条例の制定への思い ～議会のあるべき姿の実現に向けて～」

議会基本条例は平成 23 年 3 月に制定。先進である議会の議会基本条例の中で、特にやるべき内容を可能な限り盛り込んだ。議会基本条例の 3 本柱として、①市民との情報共有②市

民参加の推進③議員間討議及び政策提案を基本方針としている。特徴的な内容は、通年議会、反問権、専門的知見の活用、文書質問、市議会モニター制度、議員政策研究会、等々がある。今後実施する取り組みは、市民意識アンケート調査、高校生アンケート、市政 120 周年記念シティ・ミーティング、広報戦略の見直し、外部有識者を招いた議員研修会、議会基本条例の検証を予定している。引き続き議会改革の狼煙を揚げていくので地方議会でもすすめていってほしい。

盛氏

「議会基本条例を通して、地方自治を考える」

平成 5 年に議員初当選。議会は「秘事口伝」の世界でわかりづらいことが多かった。30 人中 22 人が入れ替わった補欠選挙。議員定数削減の請願が提出され、2 度とこの削減を突き付けられない議会を作らなければならないと議長に立候補をして、所信表明では議会基本条例の制定を目指すことを表明した。そして 2 つの約束をした。①学ぶ研修の場づくり②定例会終了後の正副議長の記者会見。議会基本条例は二元代表制であることの確認手段である。そして定期的に基本条例の見直しを行いその条例を育てる。「塊」としての議会で、議員間討議を通して議会の思いをしっかりと表すことが市長に対する一つの形となる。改革を後戻りさせないことが市民との約束。すべての議会ですべての議会で検討し基本条例を制定することがベストである。

所感

松本市議会においても取り組んでいることもあったが、一層の充実強化が図られた取り組み事例は参考になった。特に全国的に最近議会報告会のあり方が課題になっているが、会津若松市の市民の声を政策化する仕組みである、市民との意見交換会の取り組みは大変参考になった。議会基本条例制定後、市民からの信頼や議会の機能が向上したかとの発言があったが、印象に残る発言であった。